



低所得の子育て世帯 生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)のご案内

ひとり親世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します!

1. 支給対象者

■次の①～④のいずれかに該当する方

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 令和5年4月分からの新規児童扶養手当受給者の方
- ③ 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ④ 食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変しており、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※ 上記に該当する場合であっても、ひとり親世帯分以外の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は、本給付金の支給は受けられません。

2. 支給額

児童1人当たり一律 **5万円**

■支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■こども家庭庁 コールセンター

0120-400-903 (受付時間:平日9:00～18:00)

■居住地の町村役場

「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」窓口

※市にお住まいの方は、居住地の市役所から支給されます。

3. 給付金の支給手続き

■児童扶養手当受給者の方（表面1の①又は②に該当する方）

- ▶ 給付金は、申請不要で受け取れます。
- ▶ 児童扶養手当の支給に使用する口座に振り込みます。
(対象の方には、個別に文書でお知らせします。)

【ご注意ください】

- ※給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

■上記以外の方（表面1の③又は④のいずれかに該当する方）

- ▶ 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに居住地の町村役場の窓口に直接、または郵送でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に速やかに振り込みます。

窓口に直接または郵送でご提出ください。

(1)給付金の申請手続き

ひとり親
世帯

(2)指定口座へ振込み(※)

(※)振込みは県から行います。

居住地の
町村役場

↓
徳島県



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。